

写

令和 3 年 2 月 4 日

佐伯市長 田 中 利 明 様

佐伯市国民健康保険運営協議会

会長 森 竹 治



佐伯市国民健康保険税の見直しについて（答申）

令和 3 年 1 月 29 日付け佐保険第 794 号で諮問のあった上記のことについて、下記のとおり答申します。

記

1 国民健康保険税基礎課税額の世帯別平等割額の改正について

世帯別平等割額の引き下げについて、国民健康保険事業費納付金と標準保険料率、国民健康保険税の収支見込み等を基に審議を行った結果、妥当であると判断する。

2 15 歳以下（中学生まで）の被保険者にかかる被保険者均等割額の減免について

子どもの均等割額の 2 分の 1 減免について、国民健康保険税への影響額、国民健康保険特別会計財政調整基金残高等を基に審議を行った結果、妥当であると判断する。